

新宿区教育委員会会議録

平成22年第6回定例会

平成22年6月2日

新宿区教育委員会

平成22年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成22年6月2日(水)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時42分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	白 井 裕 子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	向 隆 志
統 括 指 導 主 事	工 藤 勇 一		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議 案

- 日程第 1 議案第 3 1 号 新宿区社会教育委員の辞職及び委嘱について
- 日程第 2 議案第 3 2 号 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第 3 3 号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

報 告

- 1 平成 2 1 年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況について（教育政策課長）
- 2 津久戸小学校・江戸川小学校統合協議会準備会の開催日程について（副参事「学校適切配置担当」）
- 3 就職活動支援コーナーの設置について（中央図書館長）
- 4 教科書展示会等について【口頭】（教育指導課長）
- 5 その他

開 会

羽原委員長 それでは、ただいまから平成22年新宿区教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いいたします。

議案第31号 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

議案第32号 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第33号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会
教育長に臨時代理を指示する件

羽原委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第31号 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について」、「日程第2 議案第32号 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第3 議案第33号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題とします。

それでは、説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 では、31号議案から第33号議案について説明いたします。

第31号議案の新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱についてですが、議案の裏面のとおり、前幼稚園PTA連合会会長が本人申し出により委員を辞職したことから、新たに後任の幼稚園PTA連合会会長に委員を委嘱するものでございます。

次に、32号議案の、新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則ですが、著作権法の改正に伴いまして、視覚障害者用資料の貸し出し対象者が拡大するなどの改正が行われたものですから、それに伴い規定を整備するものです。概要に記載のとおり、これまで権利者の許諾を得ずに録音図書などを作成できる場合は、視覚障害者に提供するために限っておりましたが、その他、視覚による表現の認識に障害のある者ということで対象が拡大されました。そのため、図書館条例施行規則に規定されている個人貸し出しできる資料について、視覚聴覚者用資料を視覚聴覚者等資料に改正し、視覚障害者等資料については視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者の用に供するという表記を追加するものです。

そのほか、文言整理した箇所が何点かありまして、まず、点字刊行物等については、大活字本や布の絵本を含めて「等」という規定にしておりましたが、これらは視覚障害者だけではなく健常者の方にも貸し出ししていることから、この「等」の表記を削除するものです。

次に、別表の個人貸し出しできるものの要件の規定のところですが、(2)の区内在勤者や(3)の区内の在学者について略称規定を設け、視覚者等用資料の欄の表記を文言整理したものです。

次に、備考欄のところ、視覚障害者用等が図書資料と視覚障害者用等資料の両方あわせて貸し出し利用できる数量を一般の方と同様に10冊までと規定したものです。

施行日は公布の日です。

次に、第33号議案の新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件です。これは、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を第2回新宿区議会定例会に提案しておりまして、6月18日に可決、制定、公布される予定です。これに伴う規則改正について、当該条例が公布される日に制定公布しなければならないところですが、日程の制約から教育委員会を招集することができないため、あらかじめ教育長に臨時代理の指示を行う必要があるためです。

臨時代理の指示の内容ですが、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、3歳に満たない子を養育する職員の超過勤務の制限あるいは免除、小学校の始期に達するまでの子または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限、また、介護のための短期休暇などの制度が新設されますので、それらに関しての請求手続や休暇の内容、期間、その他必要な事項を定めるほか、規定を整備するものです。

まず、第8条ですが、規定の整備の一つです。育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限について、これまで制限期間、制限開始日などと規定されていますが、超過勤務制限ということで、新たに用語がつけ加わりますので、言葉の相互にそれぞれ深夜勤務という規定を整備するものです。

また、第3項ですが、これまで深夜勤務の制限について、承認された後支障がある場合は承認取り消しという手続でしたが、権利として認められていることから支障の有無の通知をするという手続に変えるものです。

また、第8項ですが、これは介護を行う職員の場合にこの深夜勤務の制限を準用する読みかえを規定整備したものです。

次に、新設された超過勤務の制限に関する規定ですが、8条の2では、第1項で請求の方法について超過勤務制限期間を明らかにして前日までに行うこととし、また、第2項で小学校の始期に達するまでの子、または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限時間、制限期間は月24時間、年間152時間とし、第4項では、制限開始日が請求日翌日から6日間といった、急な請求の場合には職務に支障があるときは制限開始日を変更できるものとしています。

次に、出産支援休暇、子のための看護休暇、育児休暇が時間を単位として取得できるようになりましたが、残った1時間未満の時間を取得できるようにしたものです。例えば、1日の勤務時間は7時間45分ですので、これまで時間単位で取りますと最後に45分とか1時間45分などの端数が残ります。今まで45分の端数は切り捨てとなっておりましたがけれども、例えば1時間45分のときに1時間45分と、まとめどりをすれば、この45分が取得できるというような改正を行っているものです。

次に、第29条の4で特別休暇として要介護状態にある家族の通院の付き添いなどに対応するため短期の介護休暇を新たに規定しております。こちらの第1項で、対象となる家族の範囲などの取得条件を、第2項では要介護者1人のときは5日、2人以上のときは上限10日とし、原則として日を単位として付与すること、また、1時間単位でも取得できることとしています。また、第3項では、残日数に、先ほど説明したように1時間未満の端数時間があるときはすべてを使用するときに端数時間も取得できることとしています。

手続は第4項で事前に請求することとしております。

次に、第30条の介護休暇ですが、前条第1項に規定するものを除く規定を入れ、第29条の4で新設された短期の介護休暇と異なることを明確にしております。

そして、休暇等の申請については庶務事務システムで入力処理していますので、これまで第29条の3までという規定だったものを、第29条の4までと規定整備するものです。

また、添付のとおり、様式についても所要の改正をするものです。

最後に、新旧対照表をご覧ください。第6項ですが、子どもを養育する要件がなくなった場合に、あらかじめ請求がなされなかったとみなす規定が6項に入っております。また、7項では、超過勤務制限開始した後に養育の要件が消失したり、子どもが3歳に達したり、小学校に入学したりした場合に、その当該の日まで請求があったものというみなす規定が入っております。8項はその届出の規定、第9項は所属権者が確認の必要があるときは証明書の提出を職員に求めることができる規定となっております。また、10項は、これは要介護者を

介護する職員の超過勤務制限に関する準用規定をすべて入れてあるというものです。

最後に、施行日は平成22年6月30日です。

説明は以上です。

羽原委員長 説明が終わりました。

議案第31号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にございませんか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第31号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第31号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特に発言がございませんようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第32号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第32号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号について御意見、御質問をどうぞ。

それでは、御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第33号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第33号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 平成21年新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の施行
状況について

報告2 津久戸小学校・江戸川小学校統合協議会準備会の開催日程について

報告3 就職活動支援コーナーの設置について

報告4 教科書展示会等について【口頭】

羽原委員長 次に、事務局から報告の説明を受けます。

報告1から報告4までについて一括して説明を受け、質疑を行います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 私からは、平成21年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況について、御報告いたします。資料、報告1をご覧ください。

1ページですが、こちらの報告は、例年のとおり新宿区情報公開条例第19条及び個人情報保護条例第41条において、翌年の6月末までに区長のもとで公表するということになっている関係から、報告を行うものでございます。

まず、1公文書公開請求等の状況です。全部で、任意の情報公開を含めまして7件ございます。未決定とあるものは、22年の3月の末に申請がありまして、そして4月に入ってから公開決定したものでございます。これは午後2時半の見守り放送に関してということで、21年度は未決定でしたが、22年度においては決定しております。

次の異議申立のところはゼロ件でございました。

また、次の3ページですが、自己情報開示請求の状況です。こちらは、1件ありまして、3月3日に受理したもので、21年度中は未決でしたが、22年度に入り非公開と決定したものです。内容は、小学校教諭と特定保護者との連絡帳の写しに関するものです。

次に、4番、5番、6番と、それぞれの内容については該当がありませんでした。

次の5ページ、個人情報業務の登録の状況です。こちらは、全部で652件となっております。この6ページのところで、教育指導課で放課後学習支援、地域協働学校の事業、そして次のページの新中央図書館等に関するアンケートの調査が新たに業務登録したもので、そのほかはすべて継続となっているものです。漏れていた点も1件追加しておりますが、最後の19ページの652番、新宿養護学校の学校施設開放について、これは19年度から実施しているものを追加で入れさせていただいております。

次に、20ページです。個人情報ファイル登録の状況でございまして、全部で76件となっております。新たに削除したり、追加したりしたものがありまして、20ページの6番のところに、学校運営課の預かり保育ファイルがありますが、これはあいじつ子ども園の関係で、預かり保育を幼稚園で廃止したことからこのファイルを削除したというものです。21ページ以降は、新たに校務支援システムを登録しておりまして、学校数を全部入れておりますので、これらが新たに登録した件数に反映しているものです。

次に、24ページです。個人情報業務委託の状況ですが、21年度は全部で18件となりました。新たに入れたものは9番の教育政策課の校務支援システムについてと、それから20番、校務支援システムに関係して、ヘルプデスクを用意したことの委託事業を登録しました。また、15番の学校運営課のところでは、小児生活習慣病予防健診を行うために、委託業務として新

たに登録したものです。

次に、26ページですが、目的外利用の状況で、件数は1件でありました。これはここに記載のとおり、学校運営課で子ども園を管理する際に正確な保育料の判定を行うため目的外使用をさせていただいたもの、総所得金額や所得控除合計額、課税総所得金額を目的外使用しているというものです。

外部提供については、該当がありませんでした。

また、本人外収集の状況ですが、合計で2件ありまして、教育指導課の案件で、警察署との情報交換の関係です。

次に、27ページは電子計算機の外部結合の件は、該当がありません。

そして、28ページは指定管理者による管理の状況ですが、指定管理については図書館のところで順次指定管理を導入しております。この21年度におきましては、2番、3番、4番と、それぞれ戸山図書館、北新宿図書館、中町図書館が新たに指定管理による管理の追加となったものでございます。

そして、29ページですが、個人情報取扱事務にかかわる実習生の受入状況ということで、これは昨年来と同様のものですが、5番の中央図書館におきまして、外部機関の実習ということで、新たに国立国会図書館からの研修生の派遣を受け入れたという件数が1件ありました。そのほか、派遣労働者の受け入れについては、実績がありません。

以上、報告させていただきます。

副参事（学校適正配置担当） それでは、報告2資料に基づきまして、御報告申し上げます。

津久戸小学校・江戸川小学校統合協議会準備会の開催日程についてです。5月の教育委員会で素案について協議いただきまして、その後調整をして、日程が確定をしましたので、御報告いたします。

まず、開催日時ですが、平成22年6月17日の木曜日、時間が午後6時30分から午後8時30分までの2時間ということです。会場につきましては、津久戸小学校2階の会議室です。議題ですが、まず統合協議会運営方針の素案についてということです。こちらにつきましては、5月に御議論いただきました素案をもとにいたしまして、委員予定者の皆様から、素案について、例えば修正や意見をいただきまして、必要な修正があればここで協議をし、決定をしていくというものでございます。

続きまして、議題の2ですが、統合協議会の議事進行等についてということです。前提としましては、準備会は必ずしも1回限りというようなことで限らせていただいていませんの

で、1番の素案について、了承が得られれば、時間が許す限り2番に進んでいくということです。議事進行のイメージですが、例えば、委員の皆様のスケジュール等もございますので、どういう形で日程を組んでいったらいいかや、会場をどうしようかなど、そういう実務レベルの御相談をさせていただくということを現時点では想定をしております。

3番、その他ということです。こちらに書いておりませんが、準備会の段階から傍聴は可能ということで、公開でいたしますので、さまざまな方、あるいはインターネットを通して開催日時等については周知を図っていくということで予定をしております。

以上でございます。

中央図書館長 それでは、就職活動支援コーナーの設置について、御報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

初めに、設置目的です。区立図書館におけるビジネス情報支援といたしましては、中央図書館と角筈図書館で区内の起業希望者等を対象とした中小企業診断士によるビジネス相談会を開催しておりますが、経済状況の悪化に伴う就職難が社会問題となっている現在、区民に役立つ生活情報を提供する役割を担う中央図書館には、さらなる支援の充実が求められております。そこで、図書館では、従来収集してこなかった面接試験や資格試験関係、こういった図書を新たに購入いたしまして、就職活動支援コーナーを設置しようとするものでございます。就職活動中の者のほかに、資格取得による転職、キャリアアップ、再就職を希望する者など、幅広い層が利用できるコーナーとし、新たな利用者層の開拓も図っていきたいと考えております。設置場所につきましては中央図書館3階、新刊コーナー横に書架2連を設置いたしまして、就職活動支援コーナーといたします。所蔵冊数につきましては、今年度は300冊を購入する予定です。来年度、23年度には400冊ほど追加いたしまして、700冊程度まで拡充しようと考えております。資料収集方針につきましては、就職活動に役立つ情報を提供するため資料に記載のとおり収集するものでございます。開設日は平成22年6月29日の火曜日、今後の区民への周知につきましては、新宿区広報、これは6月25日号を予定しております。それから図書館ホームページへの掲載、館内ポスター等の掲示、区内関係部署、これは特に産業振興課、勤労者・仕事支援センター等などでの図書目録の配布、ポスターの掲示などを行ってまいります。

また、関係部署、産業振興課、勤労者・仕事支援センター等にも就職関係の情報提供を依頼し、提供された資料をコーナーに置いていきたいと考えております。

なお、コーナーの図書につきましては、同じものを複数購入いたしまして利用者へ貸し出

すとともに、館内での閲覧もできるようにしてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

教育指導課長 報告4、教科書展示会等につきまして、口頭で御報告申し上げます。

当委員会でも御報告、御説明申し上げておりますように、今年度は小学校の教科書採択をお願いしております。そして、要綱に基づきまして、現在学校調査を終え、調査委員会調査に入っています。そして、保護者や地域の皆様にも教科書をご覧いただけるよう、教科書展示会を実施いたします。その展示会ですが、教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づきまして、文部科学大臣の指示する時期に毎年度法定展示会を行うこととなっております。今年度は6月18日金曜日から7月1日木曜日の14日間行うことと定められておりまして、教育センターと区立中央図書館、そしてこの本庁の4階教育指導課の前の廊下で展示をする予定であります。あわせまして、4年に一度の大きな採択替えがある年につきましては、東京都教育委員会で独自にその法定展示会に先立つこと10日間、特別展示会を実施するということになっておりまして、18日から先立つこと10日前ということで、土日を含めると、実際には6月4日から6月17日まで特別展示会を開催するということとなります。場所につきましては、教育センターと教育指導課前の廊下でございます。

まとめますと、今年度は教育センターと教育指導課前では6月4日から7月1日まで、中央図書館では6月18日から7月1日まで展示会を実施いたします。この展示会につきましては、広報しんじゅくで既にお知らせいたしておりますとともに、ホームページでも区民の皆様にも周知をしているところでございます。

なお、例年この期間中にさまざまな方々がご覧になられまして、そして感想をお寄せくださっておりますので、それがまとまりましたら、皆様にもこのような感想が寄せられたということでお知らせをしたいと思います。

本日はそちらに教科書をお持ちしております。御希望の教科書をお宅にお持ちいただくことが可能でございますので、どうぞお申し出いただければと思います。

何とぞよろしくお願いいたします。

羽原委員長 説明が終わりました。

それでは、報告1について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

松尾委員 報告1の26ページに目的外利用の状況というのがありますが、この目的外使用というのは、もちろんどんな目的でも目的外で使用していいというわけではないかと思いますが、どのような場合にそういうことが認められるかという点について、基準又は規則などあ

るようでしたら、御説明願います。

教育政策課長 個人情報について、今回のケースであれば税務課が収集している情報を学校運営課が使うということが目的外ですけれども、これについての規定は、基本的には本人の同意があるとき、法令等に定めがあるとき、人の生命、身体、または財産の保護に緊急に必要なとき、また、区民の福祉の向上を図るため法令等及びこれらの委任を受けた規則等の定めに基づき適正に業務を執行するとき、前各号に定めるもののほか、審議会、これは審議会が別途ありますが、その意見を聞いて実施機関が特に必要があると認めたときという内容になっておりまして、今回は、審議会に諮って決定をいただいたものでございます。

羽原委員長 1ページの見守り放送というのはどういうものか、念のため教えてください。

教育政策課長 この見守り放送というのは危機管理課が所管しておりまして、午後2時半に、大体小学校の生徒が下校するという時間ですが、その内容を区民の方に広く御案内して、町内会初め自治会そのほか地域の商店街の皆様にも、子どもたちが帰る道途中で危険なことがないようにぜひ見守ってほしいというような案内を出しているものでございます。防災無線を通じて放送しているもので、それがどういう経緯で決定されたのかの公文書公開請求がなされたというものでございます。

羽原委員長 ほかになければ、次に報告2について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

松尾委員 この統合協議会準備会でも傍聴が可能であるというお話でしたけれども、だれでも傍聴することで可能なのですか。

副参事（学校適正配置担当） おっしゃるとおりでございます。ただ、会場が会議室ということですから、人数にはおのずから、物理的な限界はあるとは考えております。

羽原委員長 なるべくたくさんの方に聞いてもらって、教育委員会としてもできるだけロングレンジの、僕の言うロマンのある説明をしてください。いろいろな、多様な意見が出ると思いますので、少し根気よく聞いてください。

副参事（学校適正配置担当） まさしく今おっしゃっていただいたとおりでございます、正々堂々と多くの方に見ていただくということでやってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

羽原委員長 よろしく願います。

それでは、報告3について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

白井委員 就職活動支援のために図書館がこういう支援体制をとるとというのは大変いいことだと思います。この中の7番目に書いてある関係部署ということですが、勤労者・仕事支援

センターというのは職安の中の部分を言っているのでしょうか。職安との連携というのはどのようにしているのか、お聞きします。

中央図書館長 この勤労者・仕事支援センターといいますのは区の施設でございます、区がこの間の厳しい不況を受けまして、組織的に地域文化部に立ち上げまして、そこで国の機関とも連携しながら、そこに必要な情報が集まるような仕組みを整えております。そこに集まった情報と図書館との連携ということで考えているものでございます。

白井委員 そうしますと、ここの関係部署というのは区役所内、新宿区内の部分という形で書いていらっしゃるということでしょうか。

中央図書館長 等ということで、今後幅広く、東京都あるいは国の職業安定所、こういったところも広く連携をとって、区の施策の情報提供を進めていきたいと考えております。

白井委員 やはり、今、職を求めている人は職安に行くことがかなり多いと思います。従って、区内の関係部署との部分も大事だと思いますけれども、実際のな面という点では、やはり職安との連携という部分をやるほうがよろしいのではないかと思います。

それと、もう一つは、一応これは図書収集が中心の支援活動になっているように見受けられますけれども、もっと実践的な、例えば面接ビデオとか、そういうようなビジュアルな面から就職支援になるようなものは考えていないのでしょうか。

中央図書館長 職業安定所との連携につきましては、今職業安定所との情報提供は一元的に勤労者・仕事支援センターで行っているという現状があります。ですから、そこに送ることによって職安にもいく、そういうシステムになっておりますけれども、ただ、私どもとしても、職安にもさらに情報提供はしていきたいと考えております。それから、職安からの情報もいただいてまいりたいと考えております。

それから、実践的なビデオといったものは、今後図書収集以外にどんなことができるのか、こういったところも含めて幅広く考えていきたいと考えております。

白井委員 特に新卒者の場合は学校がかなりそういう支援やそれから就職活動支援的な外部的なものも新卒者には結構あると思いますけれども、新卒者でなくなった人の就職支援ということがすき間になっていると思うので、ぜひ関係部署と協力して、そういうことを考えていただけたらと思います。

中央図書館長 私どももいろいろなところで今就職活動についてバックアップしているところがありますけれども、そのところで支援を受けられないような人々、こういった方たちを中心に図書館で何かできないことはないかということでPTを立ち上げて検討してきたも

ので、その辺のところは幅広く考えていきたいと考えております。

松尾委員 今回のこのプロジェクト、図書を収集するということですが、このような就職関係の図書というのは、時代、時代によって変化が激しい分野だと思います。所蔵冊数で今年度300冊購入予定、23年度には400冊追加し、700冊程度まで拡充するということが、長期的視野に立ってみますと、比較的早くに内容が古くなって、また新しい図書を購入する必要が出てくるのではないかと思います。そのあたり、将来計画としては何かお考えでしょうか。それとも、これは短期のプロジェクトという理解でよろしいのでしょうか。

中央図書館長 この事業につきましては、4月以降に私ども組織内にPTを立ち上げて何か検討できないかということで、既定の予算の枠内で進めてきたという経過でございます。ですから、今年度につきましても図書の資料予算の中でこういったものを実施していこうというものでございます。今後は、どのくらい必要性があるのかということも十分に検証してまいりたいと思いますけれども、しばらくはおそらく利用価値がすたれるということはないだろうと思っていますので、内容については、我々も常に内容が新しいものであるようにということで、今回も新しい内容のものを選書しておりますけれども、それが新しい版が出れば必ず買いかえるような形で、常に新しい情報を提供できるように私ども組織内で考えているところでございます。

白井委員 これに関連して、中学生の職業教育という観点で質問したいのですが、現在区内でも職業教育という観点で、各学校ともいろいろな取り組みをいただいていると思いますが、中央図書館サイドで中学生の勤労意欲や、職業意識などを高めるような、何らかの本あるいは部門など、何かそういうものはあるのでしょうか。

中央図書館長 私どもも区で職場体験事業の照会があると必ず受け入れ先に手を挙げて、中学生の職場体験を受け入れてきたという経過がございます。実際にその部分についての図書となりますと、どのような本があるか、今ここで申し上げることはできませんが、そういうものも含めて、子ども図書館で選書はさせていただいている、このように認識しております。

教育指導課長 その点につきましては、職場を調べるといった点では資格を調べる形での本を活用する場合は結構中学校ではございます。そういった点では、できる限り各学校対応では買っておりますけれども、ない場合においては、そういう資格に関する本については図書館等でも借り受けて、そして活用させていただくといったようなことをしているところでございます。

羽原委員長 よろしいですか。

それでは、報告4の、口頭説明でありました件について、御質問がありましたらどうぞ。

松尾委員 広報で紹介するということでしたが、しんじゅくの教育には載せないのでしょうか。

教育政策課長 しんじゅくの教育は年4回の発行ですので、うまくタイミングが合えば載せたいとは思いますが、日程が合うかどうか、持ち帰って調べたいと思います。もし間に合えば入れたいと思います。

羽原委員長 区のほうは出ているわけですね。

ほかにございませんか。

報告5 その他

羽原委員長 それでは、報告のその他がございましたら、説明してください。

教育政策課長 特にございません。

羽原委員長 報告事項は以上で終了します。

閉 会

羽原委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 2時42分閉会